

国立大学法人愛媛大学と愛媛県教育委員会との高大連携協力に関する協定書

国立大学法人愛媛大学（以下「甲」という。）と愛媛県教育委員会（以下「乙」という。）は、連携協力して高等学校教育と大学教育との円滑な接続を図るため、次のとおり協定を締結する。

（実施機関）

第1条 この協定書で定める連携協力は、甲と乙及びその所管に属する高等学校との間で実施する。

（連携協力の内容）

第2条 甲と乙は、次の事項について連携協力するものとする。

- (1) 高校生が大学における高度な教育・研究に触れる機会の充実に関すること。
- (2) 大学が求める学生像や大学の教育内容等の情報提供に関すること。
- (3) 高等学校と大学とのそれぞれの教育に関する相互理解の促進に関すること。
- (4) その他甲と乙が必要と認める事項

（連携の方法）

第3条 甲と乙は、連携協用に当たって、高校生及び双方の職員等の派遣及び受入れが円滑に行われるよう努めるとともに、双方の施設等の利用についても便宜を図るものとする。

（高大連携協力協議会）

第4条 甲と乙は、第2条各号に掲げる事項について協議及び情報交換を行うため、「国立大学法人愛媛大学と愛媛県教育委員会との高大連携協力協議会」を設置する。

（有効期間）

第5条 この協定書の有効期間は、平成17年3月31日までとする。ただし、甲、乙いずれからも改廃の申入れがないときは、さらに1年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

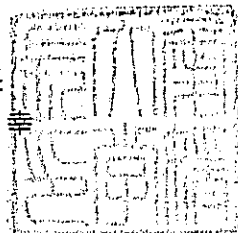
（補則）

第6条 この協定書に定めるもののほか、必要な事項については、甲と乙が協議の上、別途定めるものとする。

この協定書は2通作成し、甲と乙がそれぞれ1通を所持するものとする。

平成16年11月25日

国立大学法人愛媛大学長
小松正 幸



愛媛県教育委員会教育長
野本俊 一

